

非常勤講師等の主要勤務条件

地方公務員法の改正法が令和2年4月1日付けで施行され、非常勤の職員については「**会計年度任用職員**」（一般職の非常勤職員）として位置づけられています。

非常勤講師

(主なもの。右記以外にも多くの種別があります。)

初任研代替 (新規採用の教員が研修で不在時に授業等を行う)

教科補充 (正規教員だけでは授業時数が不足する場合に、授業等を行う)

日本語指導 (日本語が未習熟の外国籍の児童生徒等が在籍する場合に日本語指導を行う)

事項	内容	事項	内容		
身分	根拠法	給与等	給与	時間単価の報酬を支給(下記)	
	身分		地域手当	相当額報酬を支給	
	地方公務員法の適用		期末手当	週15.5時間以上かつ6月以上の任用で支給	
任用	任期		勤労手当	対象外	
	条件付採用		通勤手当	相当額報酬を支給(上限あり)	
	勤務時間/サービス等		勤務時間	特殊勤務手当	夜間学級業務手当、特別支援学校業務手当に相当する業務がある場合、相当額報酬を支給
休暇			退職手当	対象外	
営利企業従事等制限*			その他の手当	原則として対象外	
分限処分・懲戒処分			社会保険等	災害補償	労働者災害補償保険法による
サービスの宣誓				年金制度	要件を満たした場合、厚生年金に加入
その他服務規律		健康保険		要件を満たした場合、公立学校共済組合に加入	
措置要求・不服申立て		雇用保険		要件を満たした場合に加入	
人事評価	有り(適用条件有り)				

報酬単価

(地域手当相当額を含む)
(主なものを掲載しています。)
令和6年4月1日現在

非常勤講師

小中学校

2,569円/時

特別支援学校

2,569円/時

高等学校*

2,819円/時

*全日制課程で工業以外を担当する場合

夜間学級業務手当相当額

2,200円/日

夜間学級で生徒の指導に関する業務を行う場合に支給

特別支援学校業務手当相当額

600円/日

特別支援学校で生徒の指導に関する業務を行う場合に支給

その他

学校栄養職員

1,644円/時

正規学校栄養職員が不在となる学校に配置され、原則として週29時間勤務。

学校事務職員

1,344円/時

正規学校事務職員が病気等で長期に不在となる場合の代替。原則として週29時間勤務。

期末手当

6月及び12月に在職期間に応じて支給します。

【対象】週15.5時間以上 かつ 6月以上の任用

登録有効期限等について

登録期限は、登録年度を含む5年度間(任用された場合は最新の任用日を含む年度から5年度間)です。登録の更新を希望する場合は、5年度目の9月～3月に更新手続きにお越しください。

また、登録期間中に住所や連絡先が変更となった場合は、登録内容の変更手続きを行うようにしてください。(詳細はこちら→)

講師登録HP



【問合せ】川崎市教育委員会事務局

教職員人事課 採用・人材育成担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

事務局所在地：川崎市役所第3庁舎6階

TEL 044-200-3843

(URL) <http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

休業代替任期付職員
臨時的任用職員

の主要勤務条件

地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づき、欠員が生じた場合や正規教職員が産休、育休を取得した場合の代替を要する場合、長期療養者の代替を要する場合に、正規教職員同様の勤務条件で、**正規教職員と同等の業務を行う常勤職員として勤務する職**です。

教諭/養護教諭 担任、教科指導、少人数、TT、校務分掌 等。

学校事務職員 財務事務、文書管理事務 等

学校栄養職員 献立作成、栄養指導 等

実習助手 実験・実習準備、実習授業補助 等

主要な勤務条件は正規教職員とほぼ同様です。

事項	内容	事項	内容	
身分	根拠法	給与等	給与（下記）	
	地方公務員法の適用		学歴、職歴等により初任給を決定	
任用	任期期間		地域手当	支給対象
	更新		期末手当	本市支給要件を満たした場合に支給
勤務時間／服務等	勤務時間		勤勉手当	本市支給要件を満たした場合に支給
	休暇		通勤手当	本市認定額を支給（上限55,000円）
	営利企業従事等制限*		特殊勤務手当	夜間学級業務手当、特別支援学校業務手当等を正規教職員と同等の基準で支給
	人事評価		退職手当	本市規定を満たした場合に支給
			その他の手当	教員特別手当等正規教職員と同等に支給
			社会保険等	災害補償
		年金制度		公立学校共済組合に加入
		健康保険		公立学校共済組合に加入

給与等

※地域手当を含む月額。
教育職には、教員特別手当、教職調整額も含む。
※右記の学歴に応じ、職歴なしとした場合の概算額です。職歴等により加算されることがあります。
※令和6年4月1日時点。
※実習助手は高校のみ。

教諭/養護教諭

(小中学校勤務の場合)

学校栄養職員

学校事務職員

実習助手

大学院卒

約 291,000円

大学卒

約 269,000円

短大卒

約 244,000円

61歳以上

約 313,000円

(上限額)

大学卒

約 224,000円

短大卒

約 200,100円

大学卒

約 224,000円

大学卒

約 266,000円

高校卒

約 219,000円

登録有効期限等について

登録期限は、登録年度を含む5年度間（任用された場合は最新の任用日を含む年度から5年度間）です。登録の更新を希望する場合は、5年度目の9月～3月に更新手続きにお越しください。

また、登録期間中に住所や連絡先が変更となった場合は、登録内容の変更手続きを行うようにしてください。（詳細はこちら→）

講師登録HP



【問合せ】川崎市教育委員会事務局
教職員人事課 採用・人材育成担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
事務局所在地：川崎市役所第3庁舎6階

TEL 044-200-3843

(URL) <http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-2-0-0-0-0-0-0.html>